

## 大和郡山市罹災証明書等交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）

第2条第1号に規定する災害（火事を除く。）によって生じた被害の状況に対する証明書（以下「証明書」という。）の交付について、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住家 災害時に現に居住の用に供している建物及び附属建物
- (2) 非住家 住家以外の建物（空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第2条第2項に規定する特定空家等及び市が実態を把握している管理不全の空家等を除く。）
- (3) その他の物件 前2号に掲げる以外のもの

### (証明書の種類及び内容)

第3条 この要綱により交付する証明書の種類は、罹災証明書及びり災届受理証明書とし、証明の内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 罹災証明書 法第90条の2第1項に規定する証明書で、災害による住家及び非住家の被害状況が確実な証拠によって立証できる場合又は実地調査等によりその事実を市が確認できる場合に被害の程度を証明するもの。
- (2) り災届受理証明書 災害による被害の確認が困難である住家及び非住家並びにその他の物件の被害状況について、市長に届け出た事実を証明するもの。

### (交付申請の対象者)

第4条 前条に定める証明書の交付を申請することができる者は、第2条第1号及び第2号に定めるものの所有者及び使用者又は第2条第3号に定めるものの所有者とする。

(交付の申請)

第5条 罹災証明書の交付を受けようとする者は、災害によって被害を受けた日の翌日から起算して3月以内に罹災証明書交付申請書(様式第1号)により市長に提出しなければならない。ただし、当該期限を経過したことにつき理由書の提出があり、かつ、やむを得ない事情があると市長が認めたときは、この限りではない。

2 前項に掲げる期限について、災害による被害が甚大であり、申請期限の延長が必要と市長が認めるときは、これを延長することができる。

3 罹災届受理証明書の交付を受けようとする者は、罹災届受理証明書交付申請書(様式第2号)に次の書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 罹災状況が分かる写真

(2) 前号の他、市長が必要と認める書類

(調査の実施)

第6条 市長は、前条第1項の申請があったときは、内閣府(防災担当)が定める災害に係る住家の被害認定運用指針(以下「運用指針」という。)に基づき実地調査を行うものとする。ただし、当該申請書に係る被害の程度について、申請者が運用指針で定める一部損壊(10%未満)であることを自己で判定しており、被害状況を示す写真等から判定結果が明らかに一部損壊(10%未満)である場合は、実地調査を省略することができる。

2 市長は、前条第3項の提出があったときは、同項各号に掲げる書類により被害状況を確認するものとし、実地調査は行わないものとする。

(証明書の交付)

第7条 市長は、第5条各項の申請又は届出があったときは、前条に定める調査又は確認を実施し、罹災証明書(様式第3号)又はり災届受理証明書(様式第4号)を交付するものとする。

(再調査の申請)

第8条 罹災証明書の交付を受けた者が、罹災証明書で証明された被害の程度について相当の理由をもって修正を求めるときは、当該罹災証明書の交付を受けた日の翌日から起算して1月以内に再調査の申請をすることができる。ただし、第6条第1項ただし書きによる申請の場合は、これを行うことができない。

2 前項の申請は、罹災証明書の交付を受けた者が、市長に対し、被害認定再調査申請書(様式第5号)を提出して行うものとする。

(手数料)

第9条 証明書交付に係る手数料は、無料とする。

(事務の所管)

第10条 第3条第1号に規定する罹災証明書の交付事務は、総務部税務課において行う。

2 第3条第2号に規定するり災届受理証明書の交付事務は、総務部市民安全課において行う。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、証明書の交付等に関し、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年9月1日から施行する。